

# 価格安定課 NEWS

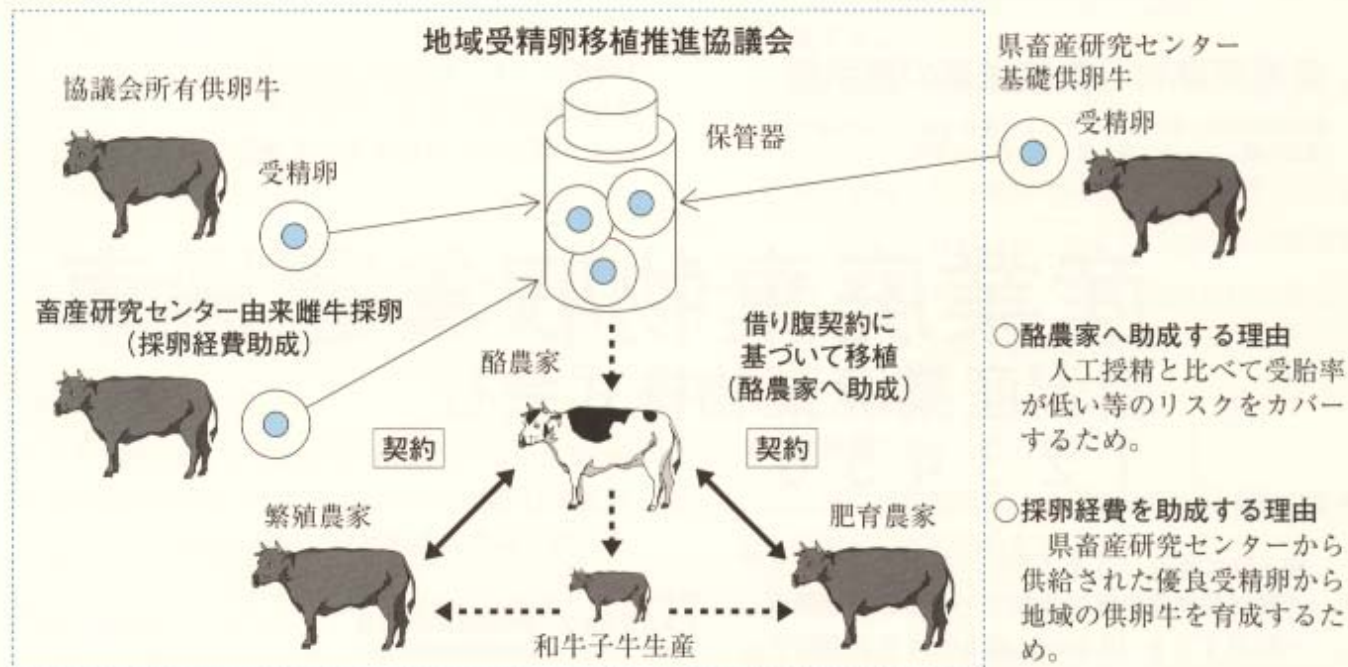
## “平成17年度地域肉用牛 振興特別対策事業について、” 新たに「中核担い手育成事業及び 地域受精卵移植推進事業」を追加

平成16年度の地域肉用牛振興特別対策事業では肉用牛の生産性を向上させるための簡易施設（パイプハウス牛舎等）や器具機材類（削蹄杵、換気扇等）の整備に対する支援や優良繁殖雌牛整備に対する助成等を行ってきました。このような事業と併せて平成17年度に新たに追加される事業について紹介します。

### 〔中核担い手育成事業〕

- ・肉用子牛生産者補給金制度の契約生産者が和牛繁殖雌牛頭数を10頭以上に拡大する場合に奨励金を交付します。
- ・奨励金単価：16万円（補助金 8万円）
- ・対象頭数の上限：10頭
- ・年度末頭数確認日：3月15日
- ・月齢：満12月齢以上

### （事業のイメージ図）



### 〔地域受精卵移植推進事業〕

受精卵移植を活用して和牛の生産拡大を図るため、受精卵移植推進協議会における借り腹契約の拡大、優良供卵牛の採卵、協議会活動の活性化を支援します。

#### ① 受卵牛拡大推進費

借り腹契約\*によって和牛受精卵移植を行う場合において前年度の契約移植頭数を基準として増加した受卵牛頭数1頭当たり60,000円（補助金30,000円）を助成します。

#### \*借り腹契約

受精卵移植によって生産した和牛子牛は一定期間哺育した後、繁殖農家や肥育農家に還流又は販売するという契約を移植日までに協議会と結ぶことが必要になります。

#### ② 供卵牛採卵推進費

県の優良和牛受精卵供給事業で地域に保留された雌牛から採卵する場合において採卵に要する費用として1回当たり40,000円（補助金20,000円）を助成します。

#### ③ 協議会活動推進費

受精卵移植推進協議会が行う技術向上のための研修会開催費用または調査に要する経費として1集団当たり100,000円（補助金50,000円）を助成します。